

いばらきけんりつ 茨城県立つくば特別支援学校 A・B部門高等部 「生活のきまり」

せいとしどうぶ 生徒指導部 せいとしどうかかり 生徒指導係（令和5年度版）

1 通学について

- (1) 通学は、定められた標準服を着る。（※服装参照）
- (2) 自主及び自力通学を希望する生徒は、担任に申し出ること。事前手続きを行い、通学の練習や見極めを経て、通学許可を受ける。
- (3) 通学用に自転車を使用する場合は、本人の体に合った操作のしやすいもので、安全に乗車できるものとする。
- (4) 交通規則を守り、電車やバスを利用するときは、公共交通のマナーを守る。

2 持ち物について

- (1) 学習に必要なものだけを持ってくる（リクエストのCDや、漫画以外の読むための本は持ってきてよい）。
- (2) 友達の物や学校の物など、自分の物ではない物品は承諾を得ずに使わない。

3 貴重品・携帯電話

- (1) お金を止むを得ず持ってくる場合は、事前に担任に相談する。
- (2) 友達同士でのお金の貸し借りはしない。また、自力通学で使う回数券も貸し借りをしない。
- (3) 貴重品（金銭、療育手帳など）や携帯電話は、登校後に担任に預け、下校時に受け取る。
- (4) 自主・自力通学（練習を含める）の生徒は、緊急時の連絡手段として、携帯電話を持ってくることができる。携帯電話の使用を希望する場合は、申請書を提出する。
- (5) 個人情報は適切に取り扱うこと。

4 身だしなみ

- (1) 服装は、清潔感のある身だしなみを心がける。
- (2) 頭髪は学校生活に支障のないように整える。また、髪を着・脱色したり、パーマをかけたりしない。また、ムース、ワックス、ジェルなどは寝ぐせ直し程度とする。
- (3) ピアス、ネックレス、指輪などの装飾品は身につけない。特別な事情がある場合は、担任に申し出ること。

生活のきまり（高等部）

- (4) 香水をつけたり、マニキュアや化粧をしたりしない。また、リップクリームは無色のものとする。
- (5) 集会、儀式、式典などでは、標準服を基本とする。
- (6) 下履は、運動靴、もしくはそれに準じた靴を基本とする。
- (7) 体育の授業など、学校で着用するにあたり、洗い替えなどで指定の体操服以外を着る場合には、白地もしくは黒地(ワンポイントやロゴ程度のもの)などが望ましい。着脱等に不都合のある場合、自分の体に合った服装も可能とする。

5 その他

- (1) アルバイトは原則禁止とする。特別な事情で必要がある場合は、担任に申し出ること。
- (2) 原動機付き自転車免許証取得および普通自動車運転免許証の取得を希望する者は、3年生を対象とする。自動車学校に入校する前に、学校に届出書を提出すること。

生活のきまり（高等部）

【服装】

標準服：学校で着用することが望ましいとされるフォーマルな服装（本校では、決まった形はなく、式典や校外での学習にふさわしい服装）。

冬服（10月～5月）、夏服（6月～9月）

※目安として期間を設定するが、天候などにより柔軟に対応する。

通学時の服装について（標準服の着用が難しい場合は、自分の体に合った服装も可能とする。）

ワイシャツ	・ブレザーの下は、ワイシャツもしくはポロシャツとする。
ポロシャツ	・ワイシャツ、ポロシャツは白色とし、裾は出さず、ズボンやスカートの中に入れる。 ・肌着は、下着が目立たない色合いのものとする（※）
ネクタイ・リボン	・夏季はつけなくてもよい。
セーター・ベスト	・着用の有無は自由（※）。
ベルト	・黒または茶色を基本とする。
防寒着	・標準服とのバランスを考えた色合いのものとする（※）。
くつ下	・標準服とのバランスを考えた色合いのものとする（※）。

※白、黒、紺、茶、グレー、ベージュなど、柄がついていないものを基本とする。



(一例)

体操服（一例）



作業服

危険や汚れから体を守るために長袖、長ズボンを着用する。天候により、上着を脱ぐこともあるため、半そで体操服の着用を基本とする。



(一例)